

令和6年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和6年3月15日

- 日程第1 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 日程第3 議案第5号 芸西村子育て応援基金条例
- 日程第4 議案第6号 芸西村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 芸西村火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 芸西村手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 芸西村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 芸西村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第16号 芸西村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第17号 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第18号 芸西村漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第19号 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第20号 令和5年度芸西村一般会計補正予算（第5号）

- 日程第19 議案第21号 令和5年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第22号 令和5年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第23号 令和5年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第24号 令和6年度芸西村一般会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和6年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 令和6年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和6年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和6年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 令和6年度芸西村簡易水道事業会計予算
- 日程第28 議案第30号 令和6年度芸西村下水道事業会計予算
- 日程第29 発議第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 日程第30 発議第2号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書
- 日程第31 閉会中の継続調査の申し出

招集年月日 令和6年3月15日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長	松本 巧	会計管理者	高松 千恵	健康福祉課長	都築 仁
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔
健康福祉課長補佐	長崎 寛司	産業振興課長補佐	常光 紘正	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和6年3月15日（金）

〔9：00開会〕

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

《日程第2》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、議案第4号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第4号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第5号芸西村子育て応援基金条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第5号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第4、議案第6号芸西村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第6号は原案のとおり決定しました。

《日程第5》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第5、議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第7号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第6、議案第8号芸西村火災予防条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第8号は原案のとおり決定しました。

《日程第7》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第7、議案第9号芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第9号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第9号は原案のとおり決定しました。

《日程第8》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第8、議案第10号村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第10号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第10号は原案のとおり決定しました。

《日程第9》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第9、議案第11号芸西村手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第11号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第11号は原案のとおり決定しました。

《日程第10》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第10、議案第12号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
3番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

おはようございます。3番、坂本です。議案第12号について質疑をさせていただきます。
第9期の高齢者福祉計画介護保険事業計画では、介護保険料の改定が行われ、基準額が7800円ということですが、第7期は基準額は6300円、第8期も6300円に据え置いております。
それなのに、第9期が1600円増の7800円となるのは、どのような根拠なのかを詳しくお聞きいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。坂本議員の質疑に答弁させていただきます。

まず、介護保険料改定の際の算定方法について説明させていただきますと、第9期介護保険事業計画では、これまでの要介護認定者数やサービスの利用実績、将来の利用者数や介護サービスの利用見込みなどを推計し、その費用の23%を第1号被保険者、つまり65歳以上の方の保険料で賄うという仕組みになっております。

当村の介護給付費は、認定者数の増加に伴い、年々増加傾向にあり、特に施設サービス費においては、5年前と比較し、約1.5倍となっております。

要因として考えられるのは、村内には介護老人保健施設と特別養護老人ホームがあり、住民規模に対する施設定員が他の同程度の自治体に比べても多いこともあり、住民意識も施設サービスへの依存度が高いというふうに考えられております。

また、以前から医療費が高い当村では、生活習慣病に起因する疾病率が高く、疾病があると要介護度も高くなる仕組みのため、介護保険給付費も高くなる傾向があると考えられます。

加えて、第8期計画で見込んでいた令和3から5年度の保険給付費の約12億7900万円に対し、現時点では14億8300万円ほどの見込みであり、2億円余りの乖離が生じており、大きく赤字が発生している状態でもあります。

第8期の保険料については、第7期計画最終年の令和2年度末の基金残高3330万円ほどを見込み、介護保険給付費の伸びも、これほどまでとは予想していなかったため、保険料の引き上げは見送られたと思いますが、令和5年度末の予算ベースで申しますと、基金残高の見込みはほぼゼロとなることから、今回保険料の引き上げは避けては通れないというふうに考えております。

担当課といたしましても、保険料を上げなくてすむなら上げたくはないというのが本音ですが、今回保険料を上げない場合、来年度予算はたちまち赤字となることが想定され、その補填については県の財政安定化基金を借りて補う方法しかありません。その借入金については、次期保険料に上乘せざるを得ませんので、その場合には、据え置いた保険料の差額と借入金の両方を保険料に反映させることとなり、今以上の負担をお願いしなければならなくなることが、安易に想定されます。

今後の対策として考えられるのは、早い段階からの施設入所ありきではなく、在宅サービスを利用しながら、できる限り住み慣れた自宅で生活を続けていくためには、生活習慣病予防、介護予防事業、フレイル予防事業などに力を入れていくと同時に、住民皆さまの意識も変えていただく必要があるというふうに考えております。

また、村内の社会資源、例えばあったかふれあいセンターやボランティア活動なども活用し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを引き続き支援していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

おはようございます。先ほど坂本議員のほうから、今回の介護保険料の改定についての質疑をいただいておりますが、事務的な内容のことは課長から説明がございました。

介護保険料につきましては、第9期、3年間の介護サービスの費用を65歳以上の方から、法律で定められた割合を保険料として徴収することとなっております。村として保険料が自由に設定できるような選択肢は限られております。

仮に今回、保険料の増額幅を低く抑えられたといたしましても、支出が収入額を上回っている限り、その赤字を補填しなければ、その会計が成り立ちません。その赤字を補填する方法としましては、先ほど課長が説明いたしましたけれども、県の財政安定化基金を借り入れるか、保険料を増額する以外の選択肢はない、ということになります。

県の財政安定化基金の借入につきましては、単に借金となりますから、その借入額は、次期の保険料改定

で補う必要がございますので、村として、大変心苦しくもございますけれども、次期保険料で借入分を含めた大幅な増額によるご負担をお願いすることにもつながってまいります。

先ほど課長からも説明がありましたが、手厚い施設介護サービスが受けられる反面、その結果として、介護保険料が高くなってまいります。今後、施設介護サービスに依存しすぎないという住民の意識改革や、介護予防事業に注力し、生活習慣病などに起因する疾病によりまして、要介護状態とならないよう引き続き、特定健診の受診率向上や受診啓発に全力を傾けてまいります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6 番安岡公子君。

○ 岡村 俊彰 議長

賛成ですか、反対ですか。

○ 安岡 公子 議員

反対です。

○ 岡村 俊彰 議長

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

6 番安岡公子。議案第 12 号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論を行います。令和 5 年度の介護保険の基準保険料は、全国平均 6014 円、高知県の平均は 5814 円。県内自治体最高額が東洋町の 7400 円で、本山町 6500 円、土佐町 6450 円、安芸市 6332 円に次いで、芸西村は 6300 円と、県内 5 番目の高額です。最低額の津野町 4450 円に対し、約 1.5 倍にもなっています。

さらに、今回の条例改正によると、6 年度の基準保険料は 7800 円となっており、1 年間で約 2 万円近くもの負担が増えることが示されています。

65 歳以上の介護保険 1 号被保険者の多くは、年金生活者です。介護保険が始まって 24 年になりますが、3 年ごとの改定のたびに値上げしてきた保険料は約 3 倍にも膨れ上がり、暮らしに大きな影響を及ぼしてきました。

その上に、コロナ、物価高が続き、暮らしの困難さは、コロナ前に戻るどころか、ますます厳しい状況です。このような時に、値上げとなると、「もう切り詰めるところがない。病院や歯医者へ行くのも控える。生活がぎりぎり、ヘルパーが頼めない。介護保険のサービスを受ける回数を減らすしかない。外へ出たらお金が要るき、家にこもるしかない」という声も聞かれます。

私の場合も試算もしてみました。1 か月分の収入の半分以上は介護保険料となります。高齢者の増加と、介護サービス受給者の増加で介護保険財政を賄うのは、保険料を上げ続け、サービスは抑制せざるを得ない現在の介護保険制度では限界がやってきています。国の負担割合を引き上げ、財源の投与がない限り、ますます大変になってきます。

先ほど、選択肢はないと言われましたが、本当はないのでしょうか。国は、公費負担 50%のうち、市町村の負担割合 12.5%を超えて、一般財源から繰り入れることはできないと言っています。しかし、それは国が要求しているだけで、法律違反でもないし、ペナルティがあるわけでもありません。全国的には、法定負担割合を超えて、一般財源を繰り入れている自治体も出てき始めました。

本村では、高校生までの医療費無料をいち早く実現した歴史があります。その当時は、国からのペナルティもあったと思いますが、今では、全国的に当たり前のように広がり、ペナルティもなくなっています。

本村の掲げる「安心して、ずっと暮らしていける村」にしていくためには、お年寄りだけでなく、子どもも若者も生き生きとしている村をつくるために、ペナルティも県や国からのお叱りも恐れず、村民のために貫く行政であってほしいと考えます。

お年寄りが生き生きしていくことこそ、若者たちも将来に安心を抱いて暮らすことができます。もちろん、私たちが、国に対しては、国庫負担を大幅に引き上げるようにとの声を上げていきます。しかし、その間、年月はたっていくわけですし、ふるさと納税から老人福祉のための基金をつくるとかも含めて、せめて上げ幅を抑えるなど、何らかの策を講じていくべきではないかと考えます。

以上の理由から、本議案に反対することを述べて討論を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長

他に討論はありませんか。

8 番仙頭一貴君。

賛成ですか、反対ですか。

○ 仙頭 一貴 議員

反対です。

○ 岡村 俊彰 議長

反対者の発言を許します。

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8 番仙頭です。反対の立場で討論させていただきます。

先ほども課長や村長から説明をいただきましたが、介護保険料が上がるのは仕方がない現状というのは分かります。

しかし、それは数字の上だけの話であって、公平性には大きく欠けると思います。保険料を上げる話をする前に、まず、保険料の県下統一化などを図って、その上で保険料を上げる話をすべきではないでしょうか。私は、行政のサービスに差があってはならないと思います。厚生労働省も令和 5 年 10 月 18 日に、保険料水準の統一加速化プランというものを出示しております。

以上のようなことから、反対いたします。

○ 岡村 俊彰 議長

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 12 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 11》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 11、議案第 13 号芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案 13 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 12》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 12、議案第 14 号芸西村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 14 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 13、議案第 15 号芸西村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 15 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 14、議案第 16 号芸西村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 16 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 15、議案第 17 号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 16》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 16、議案第 18 号芸西村漁港管理条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 17、議案第 19 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 18》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 18、議案第 20 号令和 5 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。
これから議案第 20 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 20 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 19》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 19、議案第 21 号令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 21 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 21 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 20》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 20、議案第 22 号令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 22 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 22 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 21》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 21、議案第 23 号令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 23 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 23 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 22》

- 岡村 俊彰 議長

日程第 22、議案第 24 号令和 6 年度芸西村一般会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 24 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 24 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 23》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 23、議案第 25 号令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 25 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 25 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 24》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 24、議案第 26 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 26 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 26 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 25》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 25、議案第 27 号令和 6 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 27 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 27 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 26》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 26、議案第 28 号令和 6 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 28 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 27》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 27、議案第 29 号令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 29 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 28》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 28、議案第 30 号令和 6 年度芸西村下水道事業会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 30 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 29》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 29、発議第 1 号最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

読み上げまして、提案理由の説明といたします。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

昨年から続いている物価の高騰は、芸西村民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことがこれまで以上に重要になっている。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1113円、高知県は897円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても月12万から16万円（税込み）であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、高知県と東京都では、同じ仕事でも時給で216円もの格差がある。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。

このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日高知県芸西村議会議員岡村俊彰。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、高知地方最低賃金審議会会長。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、発議第1号は否決されました。

《日程第30》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 30、発議第 2 号食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。3 番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

読み上げまして、提案理由の説明といたします。

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書。

政府は、2024 年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することを目指しています。

日本のカロリーベースの食料自給率 38%は先進国の中でも最低となっています。穀物自給率 28%は世界 185 か国の中で 129 位です。

旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5 次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は「基本計画」で「食料自給率目標」を制定したものの、閣議決定にしたために法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされてきました。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

今、世界的な食料危機が進行し「食べたくても食べられない」人びとが増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

よって国におかれては、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告するなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 3 月 15 日高知県芸西村議会議員岡村俊彰。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第 2 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 31》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 31、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和6年第1回芸西村議会定例会を閉会します。

[9:50 閉会]